

長久手市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

長久手市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 .....	2
2. 目 標 .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて ...	5

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本市の教育理念である「人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり ～自然共生・地域共存・多様性尊重～」の実現には、教員が子どもと向き合う時間を確保する必要がある。そのため、教員が働きやすい職場環境を整備し、教員の負担軽減に向けた取組を進める。

### (2) 本市の現状

○ 本市では、平成31年3月に「長久手市教員の働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

- ・ 小学校：月45時間を上回る割合 19.8%  
月80時間を上回る割合 1.7%
- ・ 中学校：月45時間を上回る割合 28.4%  
月80時間を上回る割合 5.0%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校では約20%、中学校では約28%と多くなっている。校務分掌や学習指導に関する業務などの負担感が大きくなっており、校務DX化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

◆ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

【令和6年度数値：49人（11%）】

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ◆ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・児童生徒の安全確保に、保護者・地域住民・事業者の協力を求める。
  - ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動への協力を呼びかける。
  - ・学校運営協議会を設置した学校においては、本協議会で日常的な見守り活動等について協議し、実施する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・放課後から夜間における見回りは、原則行わないこととする。
  - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
  - ・地域コーディネーターが中心となり、学校と地域団体等との連絡調整を行い、教頭に負担が集中しないよう取り組む。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校がスクールロイヤーを活用できる環境を引き続き整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、民間事業者へ委託して行う。

- 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和6年9月に地域展開した中学校の休日の部活動について、運営を民間事業者に委託して行う。また、平日の地域展開について、課題などを整理し地域展開の可能性について検証する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・学習支援ソフトや自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、生徒指導関係の校内会議へ参加させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・医療的ケア児が在籍する学校に、看護師を配置又は派遣する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会において報告するとともに、市ホームページで公表する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。